

# 廃棄物処理の大規模な民営化をやめさせ、県民本位の発生抑制・再使用・リサイクルによる循環型社会を！

—エコループセンター構想についての日本共産党の見解と提言(案)—

2004年11月 日

日本共産党神奈川県委員会

日本共産党神奈川県議会議員団

はじめに

いま、廃棄物処理・ごみ問題は、全量焼却から、排出されるすべての廃棄物を社会全体でゼロにする考え方(ゼロ・エミッションなど)へと向う転換点にさしかかっています。

県西部の山北町に、一般廃棄物と産業廃棄物の一括処理をめざしたエコループセンター構想が、民間事業者を主体にした(株)エコループセンターによって示され、横浜、川崎市をのぞく自治体を巻き込み進みつつある中で、改めて、県内のごみ問題がクローズアップされています。

## 〔1〕県内のごみをめぐる深刻な実態

県内のごみ排出量は、02年度一般ごみ390万ト、産業ごみ1719万ト(推計値)、合計2109万トに達しています。一般ごみは87年度比で約1.3倍、00年度から横ばいの傾向にあり、産業ごみは海外移転などの産業構造の変化や長引く不況などの影響をうけ約25%減となっています。分別収集による焼却を少なくする努力が開始されているものの、一般ごみの焼却率は、県内02年度で328万ト・84%と全国の78%(98年度)より上回っている状態です。

また、最終処分場の残余容量もひっ迫・少なくなっていることも重大です。

県内の最終処分場は、県内市町村に23施設設置されていますが、02年度の一般ごみ最終処分量は54万トで、02年度末残余容量は全体で665万<sup>3</sup>m。産業ごみ最終処分量は、98年度で217万ト(最終処分場で102万ト、海洋投入処分で115万ト)、うち県外処分36万ト。02年度末残余容量は102万<sup>3</sup>m(自社施設14施設、受託処理施設5施設)となっています。

さらに、産業廃棄物処理などをめぐっては、後を絶たない不法投棄や散乱ごみ、ダイオキシン対策の遅れなど、深刻な実情です。

改正廃棄物処理法(2000年改正)に基づいて、都道府県は「廃棄物の減量化の目標量」の設定が義務づけられ、県計画では、2010年までに排出量を374万トから312万トに削減し、最終処分量を61万トから11万トに削減するとしています。ところが、分別による資源化を増やすことより、焼却による減量化を重視する計画となっていることです。これでは、ごみの資源化・減量化のとりくみは遅れるばかりです。

いまこそ、真剣にごみの発生抑制・リサイクルに取り組むべきではないでしょうか。

## 〔2〕 エコループセンター構想の主な問題について

事業計画概要では、「廃棄物の適正処理をすべて民営事業化することにより、廃棄物処理の最適化とさらなる効率化を追求し、現状に比べて安価な処理費用で高い環境性能を実現することを目指す」との目標を掲げ、事業範囲について、ごみ処理事業、電力供給事業、コンテナ物流事業、環境監視事業、情報処理事業等を行うとし、一般廃棄物と産業廃棄物を処理対象にして、最終処分“ゼロ”を目標とする総合処理システムを構築するとしています。事業主体は民間企業 19 社で構成する(株)エコループセンターが行い、2010 年からの処理開始をすすめる、としています。

計画処理量については、一般廃棄物は、横浜、川崎市以外の県内市町村を対象に、産業廃棄物は県内すべての廃棄物を処理対象にして、第 1 期における 1 日当たり処理量の想定値は、可燃ごみ等の発電ごみ 1,250 t / 日、厨芥ごみ等の有機資源ごみ 300 t / 日、不燃物や有害物等の要適正処理ごみ 300 t / 日の計 1,850 t / 日とし、最終的には 5,500 t / 日としています。

ごみ収集および分別については各市町村の既存の事業システムに依ることとし、廃棄物の中継基地以後の物流から処理・資源化等までを対象とし、物流システムが成立する範囲で、発電ごみ、有機資源ごみ、要適正処理ごみ等の廃棄物を受け入れ、処理システムについては、「安全かつ確実に処理することを最優先目標とし、その上で新技術の導入を行う。主たる処理施設は、パワーセンター、有機物資源化センター、クリーン化処理センターで構成し、これらを複合化する」としています。

今後のスケジュールについては、来年 3 月までを FS(事業化確定作業)期間とし、廃棄物の質・量の確定(市町村の意思確認を含む)、事業採算、資金調達、所要施設用地の確保等をすすめ、来年 3 月末までに事業化方針を決定するとしています。

構想段階の問題点の第 1 は、県と大企業との一体のプロジェクトで、行き詰まった「ごみ処理広域化計画」さえ投げ捨て、さらなる広域化を推進しようとしていることです。

神奈川県は、一方で、ごみ処理広域化計画を推進しつつ、他方で、県民に隠れて NPO 法人環境テクノロジーセンターと共同してエコプロジェクト構想を推進し、これまで、国・県が推進して市町村が努力してきた「ごみ処理広域化計画」をも台無しにすることにもつながるもので、混乱を招いた県の責任は重大です。

県は、00 年度に初の廃棄物担当事務を配置。県と民間企業との共同研究に 02 年度から 04 年度までに 2300 万円の負担金を補助するなど、深く関与してきました。

もともと、「ごみ処理広域化計画」は、国のダイオキシン対策の「新ガイドライン」(1997 年 1 月)に基づく通知で、「可能な限り焼却能力 300 トン/日以上(最低でも 100 トン/日以上)の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、市町村を広域ブロック化すること」との方針に基づいて策定されたものであり、国の掛け声のもとに開始されたものです。

98 年 3 月に策定された「神奈川県ごみ処理広域化計画」は、「ごみの排出抑制、リサイ

クルの徹底」「ダイオキシン類の削減」等を図るため、効果的な全連続式の焼却施設等を整備するとして、県内を9つのブロック化を図り、計画期間を98年度から2007年度までの10ヵ年とし、期間内に広域化実施計画の策定をめざす、としていました。

しかし、「広域化計画」自体、「大型焼却炉を押し付ける」「分別収集などのリサイクル事業を後退させる」「灰溶融固化等の新技術による資源化の運用先がない」「公共の関与の名で産業廃棄物処理も担わされ自治体負担を増大させる(2000年廃棄物処理法改正)」など、さまざまな問題が指摘されてきたものです。

広域化協議の進捗状況は、横須賀三浦ブロックで「徹底した分別収集で焼却ごみを減量化し、適切な焼却炉を選択する」との基本を確認したまま、各自治体の努力にゆだねている状態、湘南西ブロック(3市2町)から1市2町(平塚市、大磯町、二宮町)の分科会発足(01年度)、県西ブロック(2市8町)から足柄上地区(1市5町)の小ブロック化など、逆に小ブロック化の方向を模索していたものです。つい最近になって、県西ブロック足柄上地区は、エコループセンター構想との関係で「推移を見守る」として業務を中断しています。

今回のエコループセンター構想は、問題のある広域化をさらに大規模化を意図したものです。しかも、松沢県知事や県当局は、エコループセンター構想支援の立場から、県下市町村の所管課長会議を、2回(7月29日、9月2日)実施し、対象市町村への事業概要の説明、意見交換などをおこなう一方、「広域化計画と整合性をとること」「選択枝の1つである」などと、市町村の選択に委ねるとの態度をとり続けていること、さらには「廃棄物処理計画」の改訂骨子案を発表し、ごみ処理広域化の推進の項で「民間の事業展開の動向などを踏まえた、助言、情報提供等」の広域化実施計画の支援策としていることも重大です。

第2は、廃棄物処理の「自区内処理」原則にも反し、市町村が努力している分別による減量化・資源化を後退させる、無謀な計画であることです。

より広域的な処理にして、スケールメリットを強調して巨大な施設を建設する、施設が大規模になればなるほどランニングコストが膨らむことは自明のことです。

ヨーロッパでは、よりよい廃棄物管理のための4つの共通原則というのが決められていて、その1つに生産者の最も「近接での処理」が自区内処理原則といわれて広く適用されています。

4つの共通原則とは「第1に発生抑制—発生源でできるだけ廃棄物の発生が少なくなるように工夫すべきである」「第2にPPP(原因者負担または汚染者負担、拡大生産者責任)—廃棄物の処理コストは生産者によって負担されるべきである」「第3に警戒—汚染などの問題をあらかじめ予測すべきである」「第4に近接(自区内処理の原則)—発生源にできるだけ近いところで処理すべきである」ということです。

発生源にできるだけ近いところで処理すべきである、との自区内処理の原則は、広域化処理が、ともすれば力の弱いところに処理施設や処分場がつくられていく、多少の経済的支援策をアメにしてつくられていくことに対するアンチテーゼでもあります。同時に、で

きるだけ近い場所で処理されることは、事業者だけでなく住民自身の発生抑制にもつながる効果を持つものです。

エコループセンター構想は、こうした自区内処理原則に真っ向から挑戦するものであることはいうまでもありません。

さらに、廃棄物処理を民間事業者に委ねることは、営利を追求する余り、廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルなどの努力を遅らせることになりかねないことです。

営利を追求することから、どうしても資源化物として商品化できるものに特化し、経済的に処理コストがかかる資源化を後景に追いやるからです。

中間処理のエネルギー利用ということで、経済性を無視して考えれば、現実には有効になっているのがごみ発電による電力の売電であることはいうまでもありません。特に、スーパーごみ発電方式を採用することによって、ガスタービンによる都市ガスの燃料費の増大を抑えて、経済効率を上げようとするれば、売電のために可燃ごみを集めることに集中することになっていきます。何でも燃えるごみを集めようとして、結果的に、分別による資源化・減量化の市町村の努力を後退させることにもなっていきます。

第3は、廃棄物処理法で、市町村の処理責任としてきた一般廃棄物も含めて、処理を民間事業者にゆだねる、廃棄物処理の大規模な民営化を全国に先駆けて推進することです。

処理事業の実施主体は、今年7月6日に設立された、民間企業等19社を主体にした株式会社エコループセンター(社長・岡崎 洋前県知事、資本金：7600万円、本店所在地：東京都港区)です。鉄鋼、建設、電機、プラントメーカーなど大手の企業が主体です。

事業概要では、一般廃棄物の収集・運搬については、家庭系・事業系ともこれまでの既存のルートを活用し、各市町村は、単独または共同で中継施設・基地をつくり、そこまで運搬してコンテナ詰まで行う。その後は、貨物鉄道または自動車でエコループセンターまで同社の責任で運搬し、処理を行うというものです。

もともと、廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理については市町村の責務とし、「(区域内の)一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める」(同法第4条1項)とされています。また、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活上の環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」(同法第6条の2の第1項)とも規定されています。

一般廃棄物の処理を営利を追及する民間企業・事業者にまかせることになれば、企業の収益状況に左右され、営利追及のために焼却ごみの収集に特化され、ごみの発生抑制・再使用・リサイクルの事業を後退させ、不法投棄と環境破壊等のリスクを背負うことになるのです。

最近、県下の高座清掃施設組合(海老名、座間、綾瀬)、秦野市伊勢原市環境衛生組合、大磯町の3団体・6市町が、ごみの最終処理を福井県敦賀市の民間事業者<sup>1</sup>に過去に委託したことから、新たな自治体負担が課せられたのはその生きた実例です。民間事業者が許可

容量の6倍にも及ぶ一般・産業廃棄物の不法投棄問題を発生させ、事業者の倒産・破たんと言う事態に発展して、許可権者の福井県がやむなく行政代執行を実施せざるを得なくなり、その地下水汚染対策等の工事費用の一部を「排出者責任」の名で、関係自治体が払わざるを得なくなったものです。

さらに、民間事業者が責任を持つ産業廃棄物処理を見ても、公害垂れ流し、不法投棄と環境破壊等は全国いたるところで行われ枚挙に暇がない状況です。

ドイツなどでは「拡大生産者責任」原則が「循環経済・廃棄物処理法」等に明確に規定され、生産者が生産から廃棄まで責任を負うシステムでは、収集・運搬、処理費用も製造者等の事業者が支払い、収集・運搬は地方自治体、処理・処分は州公社や民間事業者が行っても、行政の厳格な管理と住民監視のもとで発生抑制・再使用・リサイクルが機能し、環境破壊や不法投棄の弊害もすくなくできます。

ところが、わが国のように、「循環型社会形成促進基本法」や廃棄物関連法の法体系が整備されても、財界の要求に押されて「拡大生産者責任」原則や産廃の「排出者責任」が曖昧にされている中で、処理を民間事業者に任せることは、重大なリスクを背負うことになりかねません。

第4は、研究・実証実験段階の未開発技術を前提にした計画のため、爆発事故や故障など、安全性や計画自体の根本が問われかねないことです。

事業計画概要では、施設計画として、可燃ごみを焼却処理するパワーセンターには熔融炉とスーパーごみ発電、ガス専焼の発電施設、有害物を含む処理困難物を処理するクリーン化処理センターには熔融炉、厨芥ごみや動植物性残さ、剪定枝等の有機物を処理する有機物資源化センターにはメタン発酵施設や堆肥化施設、エタノール化施設等が整備されるとしています。有機物資源化センターの発酵残渣等はクリーン化処理センターの熔融炉で、分別残さ等はパワーセンターの熔融炉で、それぞれ相互補完による再処理を行い、最終処分を極小化するシステムとしています。

資源化物の販売先についても、発電による電力は電力卸売会社に売電するのをはじめ、熔融スラグは事業参加の建設会社を買取り公共事業に使用、重金属が含んでいる熔融飛灰は製錬会社で山元還元(電炉に混入して製錬)、エタノールは石油会社へ、飼料原料は配合飼料会社へ等々、資源化した製品の販売先まで想定されています。

こうして、処理システムの特徴として「最終処分“ゼロ”を目標とする総合処理システムを構築」とするなど、“夢のような”処理システムであることを強調しています。

しかし、新技術の実用化の状況はどうなっているのでしょうか。

ガス化熔融炉等では、豊島の産業廃棄物処理のために設置された直島のガス化熔融炉は、爆発事故が相次ぎ稼働率47%で、当初20年(200億円)とした処理計画が500億円に膨らんでいることや、エコバレー歌志内(北海道)のガス化熔融炉は、総工費70億円もの費用が、稼働半年で設計変更に迫られ、今もトラブルが絶えないといわれているように、全国いた

るところで故障続きや爆発事故を起こしています。

神奈川県と NPO 環境テクノロジーセンターが共同して実施した技術研究の報告書でも、様々な課題があることも包み隠さず示しています。「処理困難物再資源化」の技術研究でプラズマ拡張熔融炉(PEM・プラズマ=超高温電離ガス)が取り上げられていますが、稼動実績は世界中で4件に過ぎず、うち国内の2件(福岡、沖縄)は現在停止中とのこと。さらに、「現行の炉では必ずしもプラズマの特性を生かし切れていない」として、システムの改善等についての検討を行う必要を強調。生成される再資源化物のガラス状物質(スラグ)についても、「商業化により有効利用していくためには、安全性、使用者側のメリット等の課題を解決する必要がある」と述べています。

専門書でも、各種の熔融炉は、焼却灰を高温エネルギーを利用して、灰中の重金属を閉じ込めるもので「埋め立て後の酸性土壌中で再溶出する可能性がある」と指摘され、ガス化熔融炉は、「雑多な成分を含み発熱量が低いごみのために、補助エネルギーが多量に必要、低カロリーごみは不適、耐火物の傷みが激しいなどの問題点が克服されなければならない」と指摘されているものです。プラズマ熔融炉は、焼却灰をプラズマの持つ高温エネルギーを利用して熔融することにより、灰中の重金属を閉じ込めるもので、「外部よりの投入エネルギーが必要であり、いかに熔融効率を上げるかがポイントである」と指摘されています。

スーパーごみ発電は、これまでのごみ発電で使っていた蒸気タービンにガスタービンを組み合わせ、ごみ焼却熱を最大限に活用して、発電効率を高める複合システムですが、技術の専門書でも「地球にやさしいスーパーごみ発電であるが、環境が整備されなければ、その能力を十分に発揮することはできない。発電コスト削減のための国の支援による側面的援助や、売電単価の上昇などについて総合的な配慮が望まれる。また、この方式は貴重な化石燃料を使用するため、適用については慎重な経済的検討が必要である」と指摘されているものです。

資源化した製品としての利用状況の実際はどうでしょうか。

熔融スラグは、国が、98年3月に、一般廃棄物の熔融固化物(いわゆる熔融スラグ)を路盤材やコンクリート用骨材などに再生利用するようとの通知(生衛第508号)を出したことから、灰熔融炉の普及促進に努めているものの、どこの自治体も熔融固化物の用途がなく困っており、そのため、ストックされたり、埋め立てにまわり、中には全量埋め立てというところもあるのが実情です。

コンクリート用骨材の用途も、ごみに含まれる塩素が他の素材を腐食させることがネックになって、実用化が困難といわれており、エコセメントは、埋め立て処分に比べて、資源の有効利用が図れるものの、焼却灰より重金属及び塩化物を取り除かなければならず、施設建設費も高価であり、製品の価格もセメントの3倍という高価になり、製品化はこれからの課題だといわれています。

堆肥・飼料化などの使用先が明確になるのか、新たな静脈産業の創出が計画どおり進むのか、残渣は一切残らないのか、有害物の固化物質はどこに埋め立てるのか、さまざま危

ぐされる実態です。計画どおり進展しなければ、灰溶融スラグや残渣の山が積み上げられることになることも危ぐされています。

こうした実態から、事業計画概要でも、「第1期は現状のエンジニアリングで確実に処理可能な廃棄物を受け入れるものとし、段階的な事業の拡大とともに、実証研究等の確認を経て、徐々に処理対象とする廃棄物の種類を増加する」とも付け加えていることです。

また、廃棄物処理後の資源化物については「ただし、市場化できない資源化物が発生した場合、一般廃棄物は最終処分場に余裕のある自治体に委託し(自治体の定める費用を支払う)、産業廃棄物分(産業廃棄物については合意済み)は県内の産業廃棄物処理業者に処理委託する」とも付け加えていることです。

第5は、環境への影響はどうなるのか、環境アセスメントも事業化計画が具体化されてからのことになるものの、重大な影響が予測されることです。

施設が建設される予定の場所は、山北町の山砂利採取場跡地の一部で、丹沢湖の下流域、酒匂川の飯泉取水堰の上流域に位置する県民の水がめ・水源域に所在し、町の土地利用計画で新産業創生ゾーンに位置づけられています。開発区域面積は、約29<sup>ヘクタール</sup>の敷地に、焼却施設・熱利用の発電施設等の「パワーセンター」、「有機物資源化センター」「クリーン化処理センター」「リサイクルセンター」などの施設とともに、排水処理施設などの付随施設や収集した廃棄物の貨物ヤード、事務所棟など、砂利採取場跡地に建設するとしています。

安心安全対策では、「スポット的な点と、周辺を含めた面を共に把握する複合的な環境監視エリアを設定し、最先端の環境監視システムを導入する」として、万全の体制で望むことを強調しています。ところが、肝腎の新環境センサーは、「早期に小型高機能型センサーを開発し」として、環境負荷対象物質100種類以上の監視ができるよう、03年より国家プロジェクトに位置づけ「最先端の新環境センサーを実用化開発するべく国立環境研究所と共同研究を実施中」としていることです。確実に実用化できるかどうかは、その研究成果によるというものです。

施設の環境影響評価については、「排ガス中の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類等大気汚染物質による周辺環境への影響」「施設の稼働による騒音、振動や車両の走行による道路交通騒音、振動」「計画地周辺に生息する動物・植物への影響」「景観に及ぼす影響」の予測、評価を行うとしているだけです。施設から排出される汚水については、施設内の排水処理施設で下水道法に定める水質基準以下に処理した後、公共下水道に放流するしていますが、土壌汚染とともに、施設から地中に滲出する地下水への影響等については予測・評価の対象にしていないことは重大です。

前述の県とNPOとの共同研究では、「汚染土壌浄化研究」も行われており、周辺土壌のダイオキシン類の無害化処理の方策まで研究の対象にしているのによです。

第6は、自治体負担がどれだけになるのか、「排出者責任」原則である産業廃棄物も含め

た処理のために、「公共の関与」の名のもとで自治体の相当規模の負担が想定されるとともに、新たに住民負担の道がつけられることが危ぐされることです。

エコループプロジェクト構想では、「処理対象地域のより広域化」の処理効果として「スケールメリットを発揮させることにより、建設単価や人件費等の関連する費用を削減すること、設備の稼働率を高めるなど、極力効率的な経営を追求」「最終処分の費用の大幅削減、最終処分場ひっ迫の緩和に寄与」できるなどとしています。また、同構想の「インフラの考え方」では、鉄道施設として JR などの鉄道からの引込み線と貨物ヤードの整備、幹線道路からの引き込み道路の整備、公共水道・公共下水道の敷設、都市ガスの引き込み、送電線の結線を上げています。同構想での「公的支援のあり方」では、処理施設の整備については「補助金等の公的支援はなし」としつつ、上下水道等のインフラについては「公共事業として整備」、敷地内の教育関連諸事業などの環境整備や民間主導のインフラ等の整備については「その公共性に鑑み国や県等の補助制度の積極的な活用」としています。

また、「廃棄物の排出・処理に係る関係者との協同作業について」では、「市町村との主な協同作業」として、家庭ごみのリサイクル、厨芥ごみ分別の徹底などのごみの分別及び収集、中継施設までのごみの運搬とともに「中継施設の整備、運営」を上げていることです。特に、中継施設については、「自治体が(共同で)整備し」「自治体の施設とし、民間が用意するコンテナ詰までを自治体が行う」として、その施設の「圧縮・梱包方式フローシート」まで図示しています。

こうした、建設段階の上下水道敷設、鉄道の引込み線の敷設、幹線道路からの引き込み道路整備、教育関連諸事業の施設整備、中継施設の整備・運営等々の費用はどのように見積もられ、市町村の負担はどれくらいとなるのか。

その上、処理料金が自治体にかぶさってくることとなります。処理料金については、処理原価に廃棄物総情報システム費、場内周辺環境監視システム費等を加算し、「適正な運営利益を確保」して算出され、排出事業者、自治体等に対して経営を明示し運営状況を協議する組織・経営監理委員会を設置し、処理料金決定や改定、経営の見直しを行うとしています。中間処理後の資源化物の商品化がうまく行かずに、「適切な運営利益を確保」できなければ「変化に即応した適切な対策が取れる組織」が機能して、処理料金の引き上げが起こることは目に見えています。その都度、自治体負担が増大することになります。

さらに、施設の段階的整備と言うことで、自治体との長期契約による廃棄物量の受け入れについても、段階的に廃棄物量を決めることになり、現行の処理システムとエコループセンター活用との自治体の二重投資が避けられないことです。

当然のごとく、自治体負担が増えれば増えるほど、「拡大生産者責任」を明確にしないまままでのごみ処理費用は、ごみ収集の手数料などと有料化に道をつけ、住民負担に結びついていくことは必至という事態になりかねません。

### 〔3〕その対応策の基本について



エコループセンター構想に対するわが党の対応策の基本方向については、次のように提案します。

(1)エコループセンター構想は、一般廃棄物処理の事業計画作成・実施の中止を求め、産業廃棄物処理については、抜本的な見直しを求めます。

一般廃棄物の処理の民営化・民間事業者への丸投げをやめ、廃棄物処理法に基づき自治体の責任で行うべきです。

産業廃棄物処理は「排出者責任」の厳格化、環境・安全性重視と住民合意、実用化の確定事業限定の計画へ、抜本的な見直しを求めます。

(2)県民と協力し、発生抑制、再使用、リサイクルの本格的な取り組みで、県民本位の循環型社会の形成に向けたとりくみを行います。

ごみ問題の解決の基本は、ごみとして出されたものを、焼却、埋め立てなどによってどう処理するかに終始するのでなく、どうしたらごみを発生源で断つことができるかということの対策、ルールづくりに真剣に取り組むことが肝心です。有害物についても、環境に出さない対策が必要です。そのためには、製造者がものをつくる段階からごみとして処理する段階まで、きちんと責任を負う仕組みを法律で明確にすることが必要です。

その点、ごみ対策で進んでいるドイツでは、法的に製造者など企業の責任を問う法体系を、苦勞を重ねながら整備してきており、焼却率 20%台に抑えていると云われています。

こうした先進例に学び、県民の協力のもとで行政との共同を強めて、ごみゼロをめざしたとりくみを進めようではありませんか。

①住民と協力し、分別収集を徹底して行い、廃棄物の資源化・減量化に全力を上げることです。

この間に、鎌倉市は2つのクリーンセンターのダイオキシン対策を求められる中で、分別収集でごみ量を減少すれば1つの焼却場でも間に合うとして、住民の協力を求めて徹底した分別収集に踏み出しました。住民から出すごみは19種に分けて出すように協力してもらい、02年度で資源化率45%という到達をつくり出す貴重な経験をしています。大都市でも名古屋市のごみ量20%削減の経験や、横浜市のおすすめしている30%削減を目指した「G30運動」など、分別収集を徹底して進めれば焼却ごみを少なくできることを裏付けています。

すべての自治体で、住民の協力のもとに徹底した分別収集に取り組むよう呼びかけます。

②神奈川県「ごみ処理広域化計画」は、各市町村の意向を尊重して抜本的見直しを行い、分別収集による資源化を優先してごみ排出量予測を正確・厳密にして、適切な焼却施設を選択できるよう、自治体単独または小ブロック化による処理計画に改善することです。

神奈川県のごみ処理広域化計画については、すでに、事実上の自治体まかせにあるプロ

ックや既存衛生組合等の近隣自治体間の共同としての小ブロックを模索しているブロックなどあり、広域化計画自体が破たんしている状況です。そのため、各市町村の意向を尊重して抜本的見直しを行い、分別収集による資源化を最優先してごみ量子測を正確・厳密にして、適切な焼却炉の選択ができるようにすべきです。その上で、厨芥ごみや剪定枝などの資源化施設等も計画化していくことも重要です。

③3Rの徹底とともに「拡大生産者責任」を明確にするよう、一連の法改正を国に求めことです。

イ. まず、廃棄物政策の順位である廃棄物の発生抑制・再使用・リサイクルの3Rを徹底することです。ヨーロッパで当たり前の政策順位として、「第1に、廃棄物の発生抑制(リデュース)、この際、量の低減にとどまらず、有害性の低減も含めて考えていくべきである。第2に、使用済み製品の再使用(リユース)を進めるべきである。第3に、リサイクルを進めていくべきである。尚、リサイクルを進めるに当たっては、原則として、原材料としての利用(マテリアル・リサイクル)が熱・エネルギー源としての利用(サーマル・リサイクル)に優先して考慮されるべきである」とされていることを重視することです。

そのため、県及び市町村から企業・事業者への廃棄物の発生抑制の啓発・指導、優れた経験の普及等を強めます。

ロ. 特に、再使用では、飲料用容器などを繰り返して使用するリターナブル容器への切り替えを重視することです。ドイツでは、リターナブル容器への切り替えでごみの排出を20%に低減したといわれています。

ハ. その上で、汚染者負担の原則に基づいて引き取り義務や処理経費まで生産者が責任を負う拡大生産者責任を「循環型社会形成促進基本法」に明確に規定するとともに、

「容器包装リサイクル法」の収集・運搬経費は事業者負担に、デポジット(預り金)方式の採用も含め見直し、「家電リサイクル法」は処理経費を販売価格に組み込むなど、拡大生産者責任を貫いた法体系に改善することを求めます。

④家庭ごみ収集の有料化の計画・検討を中止することです。

一般廃棄物の家庭ごみや零細な業者等の事業系ごみ収集についての、ごみ減量化の経済的動機づけとしての収集時の有料化策は、一時的に減量しても、一定経過すると元に戻り減量効果はないといわれているものです。

以上